

無登録農薬問題対策専門部会設置要綱

(設置)

第1 宮城県食の安全安心対策本部設置要綱(平成14年10月1日施行)第4の規定に基づき、本県においてダイホルタン、ホールエースなどの無登録農薬が販売され、その残留農薬が検出されたことから、本県産農産物の安全確保に万全を期すとともに、消費者の信頼確保と農業者の健全な発展を図るため、無登録農薬問題対策専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 専門部会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 無登録農薬問題対策に係る県内の実態把握に関すること。
- (2) 無登録農薬問題対策に係る県の総合的な対策の企画調整及び推進に関すること。
- (3) その他宮城県食の安全安心対策本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部会長は、専門部会の事務を総括し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4 専門部会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会の事務を総括し、幹事会を代表する。

(会議)

第5 専門部会の会議は部会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

2 部会長又は幹事長は、必要に応じて専門部会又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 専門部会及び幹事会の庶務は、農政部食産業振興課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 5 日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

役職	構成員
部会長	副知事 (第 1 順位)
副部会長	副知事 (第 2 順位)
部会員	環境生活部長 保健福祉部長 農政部長 教育長 環境生活部副部長 環境生活部副部長 (技術担当) 保健福祉部副部長 農政部副部長 農政部副部長 (技術担当) 副教育長

別表 2 (第 4 関係)

役職	構成員
幹事長	食産業振興課長
幹事	環境生活総務課長 環境対策課長 食と暮らしの安全推進課長 廃棄物対策課長 保健福祉総務課長 薬務課長 農政総務課長 農業振興課長 みやぎ米推進課長 保健体育安全課長